

第 10 次長浜市交通安全計画 概要

第 9 次長浜市交通安全計画からの課題（長浜市の特徴）

- 高齢者の死亡事故が多い → 全死者のうち 69.7%
- 自転車の事故が多い → 事故件数の割合 17.5%（県 15.9%）
- 交差点での事故が多い → 事故件数の割合 42.3%（県 36.0%）

第 10 次長浜市交通安全計画

～交通事故のない長浜市を目指して～

- 計画の趣旨 交通安全対策基本法第 26 条第 1 項の規定により、長浜市交通安全対策会議が滋賀県の第 10 次交通安全計画に基づき定める、市の区域における陸上の交通安全に関する大綱
- 計画の性格 交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画
- 計画の期間 平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間
- 理 念 人命尊重の理念に基づき、悲惨な交通事故防止のため究極的には交通事故のない長浜市を目指します。

目標 平成 32 年までに 交通事故発生件数…**370 件以下/年**（平成 27 年…420 件）
交通事故死傷者数…**400 人以下/年**（平成 27 年…530 人）

第 1 章

道路交通安全の安全

【施策の柱（第 3 節Ⅱ）】

- 1 道路交通環境の整備
- 2 交通安全思想の普及徹底
- 3 安全運転の確保
- 4 車両の安全性の確保
- 5 道路交通秩序の維持
- 6 救助・救急活動の充実
- 7 交通事故被害者支援の充実と推進

【対策を進める視点（第 3 節Ⅰ）】

1 交通事故による被害を減らすために重点的に対応すべき対象

- 1) 高齢者及び子どもの安全確保
- 2) 歩行者及び自転車の安全確保
- 3) 生活に密着した身近な道路及び交差点における安全確保

2 交通事故が起きにくい環境をつくるために留意すべき事項

- 1) 交通実態等を踏まえたきめ細やかな対策の推進
- 2) 地域ぐるみの交通安全対策の推進

協働による交通安全

【主な施策（第 3 節Ⅱ）】

- ・段階的かつ体系的な交通安全教育の推進（幼児から高齢者まで）
- ・交通安全啓発内容の充実（参加・体験・実践型、外部専門機関の活用）
- ・関係者・関係団体等と連携強化と協働（警察、交通安全協会、安全運転管理者協会、学校、**交通指導員**等）
- ・反射材の普及促進
- ・自転車ルールの周知徹底（県条例）
- ・自転車損害賠償保険等への加入促進（H28.10.1～県下義務化）
- ・「ゾーン 30」などの低速度規制の推進

第 2 章 鉄道交通等における安全

【鉄道事故のない長浜市を目指して（第 1 節）】

- 1 鉄道事故の状況

【鉄道交通等における交通の安全についての対策（第 2 節）】

- 1 鉄道交通に関する安全施策
- 2 踏切道における交通に関する安全施策

第 3 章 計画の推進に向けて

推進体制

- 1 すべての関係機関等が連携した交通安全の推進
- 2 庁内推進体制の充実